

26春闘・申第3号「新賃金」申し入れ!

2月16日、国労東海本部は申第3号にて26春闘新賃金要求を申し入れました。今後、26春闘交渉が始まります。依然厳しい状況が続いていますが、職場での運動と地域での春闘の取り組みを結合させて、国労要求の満額獲得へ向け奮闘しましょう。

国労東海申第3号
2026年2月16日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

国鉄労働組合東海本部
執行委員長 植田 誠



申 入 書

2026年4月1日以降の新賃金等について

日本国内の景気は、原材料費や資源の高騰と海外情勢による影響が続いている。近年、国内では賃上げの機運が高まり、「高水準の賃上げの実現」と言われるものの、相次ぐ物価高騰などから個人消費は停滞していることは各統計からも明らかであり、さらなる賃上げが必須条件である。

JR 東海に働く国労組合員は利用者の増加に加え、深刻な要員不足による業務負担を強いられながら安全・安定輸送に努めている。これまでのベースアップと定期昇給の実績では近年の物価上昇分にも届かない額であり、早急な賃金の引き上げが必要である。

また、賃金以外の労働条件においては、JR 東海で働く社員に対して幅広く平等に仕事と生活の両面をバックアップする新たな休暇制度の新設や、福利厚生制度を社員の用途や条件に沿った制度に改善することが重要な課題であると認識している。

エンゲージメント調査で「経営陣は従業員の意見を大切にしている」に対する評価が他の項目よりも著しく低い評価であることは、JR 東海で働く社員が、これまで会社の主張してきた『高い賃金水準』や『高い労働条件』を実感していない表れである。国労東海本部は、JR 東海が果たすべき指定公共交通の使命と安全・安定輸送の更なる向上に取り組む社員に対し、社員と家族の生活を安定させることが必要であると考え、国労要求でのベースアップと諸要求の改善を強く求める。

記

1. 定期昇給を実施し、標準乗数を4以上とすること。
2. 2026年4月1日以降の賃金を定期昇給とは別に、21,000 円引上げること。
3. 定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を見直し、1年から5年までを 1,200 円、6年を 1,000 円、7年を 800 円とし、8年以降の基準昇給額を 600 円とすること。
4. 要求3を実施し、現行の定期昇給額との差額を支払うこと。
5. 新たに年末年始手当60/100 を設けること。
6. 年間休日を 125 日とすること。
7. 職務手当及び出向作業手当の増額を行なうこと。
8. 通勤手当の改善を図ること。
9. 「割増賃金」の超過勤務手当を改善すること。
10. 育児休職取得などによる要員不足と休日労働を解消すること。
11. 「多目的休暇」を有給の休暇として新設すること。
休暇の目的と付与数は以下とすること。

- ・ボランティア：年間5日間
 - ・自己啓発：年間5日間
 - ・育児看護休暇：子が1人の場合は一勤務を単位として年間6日、2人以上の場合は一勤務を単位として年間12日
 - ・介護休暇：要介護者が1人の場合は一勤務を単位として年間6日、2人以上の場合は勤務を単位として年間12日
12. 感染症対策の充実を図ること。
 - ・罹患休暇を新設し、社員が罹患した場合の賃金は100/100を支払うこと。
 - ・社員・契約社員・臨時社員のPCR検査・抗原検査費用を会社負担とすること。
 13. 育児短縮休暇、介護短縮休暇を有給とすること。
 14. カスタマーハラスメントに対する対応を明らかにすること。
 15. 福利厚生等の充実を図ること。
 - ・託児所等のさらなる充実を図ること。
 - ・持家住宅補給金の増額を行なうこと。
 16. 専任社員の労働条件の向上を図ること。
 - ・専任社員についても社員と同様に賃上げを実施すること。
 - ・専任社員の基本給を増額すること。
 - ・専任社員の休日を増やすこと。
 - ・短日数労働を設定し、本人のライフプランに合わせた労働を選択できるようにすること。
 - ・専任社員Vについて、会社が本人の努力を認めた場合等は65歳まで雇用を継続すること。
 17. シニア契約社員の労働条件の向上を図ること。
 - ・シニア契約社員についても社員と同様に賃上げを実施すること。
 - ・シニア契約社員の休日を増やすこと。
 - ・短日数労働を設定し本人のライフプランに合わせた労働を選択できるようにすること。
 - ・募集に当たっては希望者全員を雇用すること。
 18. 育児と仕事を両立する環境整備を図ること。
 - ・女性設備を備えた職場を増やすこと。
 - ・育児を理由とする時間外労働免除や制限、深夜業免除の利用条件を緩和すること。
 - ・シェアダイヤ対象の社員にフレックスタイムを導入すること。
 - ・看護休暇、養育休暇を有給休暇とすること。
 - ・看護休暇と養育休暇の取得目的を保存休暇に追加すること。
 19. 5年を超えて契約を更新する契約社員のうち、希望する者については社員として雇用すること。
 20. 契約社員及び臨時社員についても社員と同様に賃上げを実施すること。
 21. 関連企業の労働条件改善をJR東海会社として働きかけること。
 22. 回答は3月19日までにを行うこと。

以上

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長